

平 26. 5. 16
法 D 6 - 4

法人課税DG座長 大田 弘子 様

税制調査会特別委員 古賀 伸明
(日本労働組合総連合会)

意見書

法人課税DGを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

- 「法人税率の引き下げありき」ではなく、まずは過去に実施済の減税による政策効果をしっかりと検証したうえで、冷静かつ慎重に検討を行うべきである。現在国民は、消費増税を強いられている。この増税の痛みを国民が受け入れたのは、少子高齢社会を支えあうために、皆で負担を分かちあうとともに、わが国の財政難を和らげていくための苦渋の選択にほかならない。
- にもかかわらず、税収減を伴う法人税率の引き下げを行うということは、財政規律の面から何らかの歳出削減に踏み込むことが筋である。しかしながら、これ以上歳出削減の余地がほとんど残されていないため歳入を増やさざるを得ず、その手段こそが消費増税ではなかったのか。
- 法人税率を引き下げても税収が増えさえすれば良い、とする「法人税パラドクス」の考え方が浮上している。しかし、起こるかどうかわからないようなものではあまりに根拠に乏しい。財政に関しては、その信頼がしっかりと保てるかどうかが重要である。ひとたび財政に対する信認を失えば、国債の暴落、すなわち国民が生活破綻の憂き目にあう可能性があることを強く懸念している。
- 仮に法人税の見直しを行う場合には、さまざまな租税特別措置等を不斷に見直すべきである。また、外形標準課税の拡大、欠損金の繰り越し控除の見直し、企業の使途不明金への重課税、過大な役員報酬や交際費への課税強化、および公益法人・宗教法人の収益事業への課税の適正化などを行い、あくまでも法人税の枠内における税制中立をはかるべきである。

以上